

新公益会計基準の適用について

1. 公益会計基準の改正

(1) 経緯

公益法人会計基準は、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準。前回改正(昭和60年)以降の公益法人をめぐる社会的及び経済的環境の変化を踏まえ、先般、公益法人会計基準が改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとなっている。

経緯

平成12年12月 「行政改革大綱」(閣議決定)において会計基準の改善策の検討を位置付け。

平成14年 3月 「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会」の下に有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」を設け、約1年かけて検討。

平成15年 3月 検討会から幹事会に対して「公益法人会計基準(案)」を報告。

平成16年10月 「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」において申し合わせ。(実施の決定)

(2) 改正の基本的な考え方

広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人のディスクロージャー(財務情報の透明化)を充実させるとともに、事業の効率性を分かり易く表示。

寄付者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確化。

公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化。

(3) 主な改正事項

財務諸表の体系の見直し

収支予算書及び収支計算書は会計基準の範囲外とし、大規模法人についてはキャッシュフロー計算書を追加(自動車リサイクル促進センターは大規模法人に該当)。

キャッシュフロー計算書・現金収入及び現金支出を活動内容別に表示することにより、法人の現金獲得能力等を判断するもの。

【会計基準の対象範囲(○は対象、×は対象外)】

財務諸表名	現行会計基準	新会計基準
収支予算書		×
収支計算書		×
貸借対照表		
正味財産増減計算書		
財産目録		
キャッシュフロー計算書	×	

財務諸表の表示方法の変更

・正味財産の2区分化

正味財産とは、資産総額と負債総額の差額で、企業会計の資本に相当するもののこと。この正味財産について、寄付者等の意図により用途に制約が課されている資産を指定正味財産として一般正味財産と分けて表示する。

・正味財産増減計算書をフロー式に統一

正味財産増減計算書は、正味財産が当年度にどのように増加又は減少したかを示し、併せて期末現在の正味財産額を表示するためのものであるが、これまで、フロー式(発生原因を増加要因と減少要因とに分けてその両者を総額で示す様式)とストック式(資産及び負債の各科目別に増減額を純額で表示して当期正味財産増減額を求める様式)の2種類が存在。新しい会計基準においては、公益法人の行う事業活動の効率性に関する情報を提供できるような計算書を開示することが必要であることからフロー式に統一する。

財務諸表名	新会計基準の主な変更点
貸借対照表	正味財産を指定正味財産と一般正味財産に区分。
正味財産増減計算書	従来のストック式から、フロー式に変更。
財産目録	変更なし
キャッシュフロー計算書	新設

(4)実施時期

- ・平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施。(ただし、キャッシュフロー計算書は新会計基準適用2年度目より作成する。)

2. 資金管理法の対応

(1)実施時期

- ・改正の趣旨(特に公益法人のディスクロージャー(財務情報の透明化)の充実と、

事業の効率性を分かり易く表示)を鑑み、最短の適用である平成18年度より新会計基準を適用する。

(2)財務諸表の表示方法の変更

- ・ 財務諸表の表示方法に変更があった貸借対照表及び正味財産増減計算書については、それぞれ新会計基準に従い作成することとする。

(3)キャッシュフロー計算書について

- ・ 新しく作成が求められるキャッシュフロー計算書は、法人としての現金獲得能力等の判断に資するとの考え方から「公益法人全体に係るキャッシュフローの状況を表示するもの」と定められており、特別会計がある場合においても、特別会計毎に作成する必要はないものとされている。
- ・ そのため、財団法人全体のキャッシュフロー計算書につき、新会計基準に基づき作成が求められることとなる平成19年度から作成する。
- ・ 一方で、資金管理法の業務内容を鑑みれば、リサイクル料金の収受・運用・払渡しに関する資金の動きを補足説明することが自動車所有者からの預り金の管理という責務に照らし適当であるとも考えられる。そのため、資金管理法内の特別会計については、各々の会計の収支計算書においてキャッシュフローの状況について追加説明を記載することにより、その状況を開示することとする。

(4)収支予算書・収支計算書の位置付け

- ・ 新会計基準においては、収支予算書・収支計算書は会計基準外となり、内部管理資料として管理することとなっている。これは、予算とその執行の状況を表示する収支予算書及び収支計算書と、公益法人の事業活動を総合的に利用者に伝達する財務諸表では、その目的が異なるという観点を重視したものと考えられる。
- ・ しかしながら、会計基準改正の論議においても収支予算書・収支計算書の重要性を十分に認識しており、「公益法人会計内部管理事項について」(平成17年3月23日付、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)において、引き続き収支予算書・収支計算書において予算とその執行状況を管理することが定められている。
- ・ 資金管理法としては、上記の背景、社会的説明責任及び内部管理の重要性を鑑み、収支予算書・収支計算書について、引き続き作成するとともに、諮問委員会・理事会等での審議を受けることとする。

(5) 会計監査への対応

- これまでと同様に、年度決算については正規の会計監査手続きに則り、また、正規の会計監査が定められていない四半期決算については、現行通り一定の基準(合意された手続き)を定め、公認会計士の手続実施報告を受ける。
- 収支計算書については、会計基準範囲外となるため、年度決算においても正規の会計監査手続きはなくなるが、これについては、年度決算についても、一定の基準(合意された手続き)を定め、公認会計士の手続き実施報告を受けることとする。

財務諸表名	年度決算	四半期決算
貸借対照表	正規の会計監査	合意された手続実施
正味財産増減計算書	正規の会計監査	合意された手続実施
財産目録	正規の会計監査	合意された手続実施
収支計算書	合意された手続実施	合意された手続実施

(注) キャッシュフロー計算書は、財団法人全体のキャッシュフロー計算書について年度決算で正規の会計監査を受ける。

以上